

東京都交通局に対する業務監査の実施結果

項 目	主な取組み状況等	所 見	所見に対する回答
<p>○ 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項</p> <p>(1) 地震などの大規模災害時における対応体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都交通局（以下「東京都交」という。）では、首都直下地震等の発生により東京都交関係の施設に被害が生じた場合、応急及び復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制をつくり、利用者、職員の安全の確保、被災施設の復旧及び一刻も早い運転の再開を図るとともに、東京都災害対策本部への協力を目的として、平成20年3月に、「交通局危機管理対策計画－震災編－」（平成25年6月改修予定。以下「危機管理対策計画」という。）を定めている。 危機管理対策計画においては、首都直下地震等が発生したときは、交通局長は応急活動を推進するため交通局災害対策本部（以下「局本部」という。）を設置すること、夜間休日等の勤務時間外において、都内で気象庁発表震度6弱以上の地震が発生等したときは、局本部は自 		

<p>(2) 東北地方太平洋沖地震の発生時</p>	<p>動設置され、全職員は一斉参集することとしている。また、局本部の体制が整うまでの間、初期活動として利用者の安全確認や被災状況の把握等を実施することや利用者の迅速な救護・避難誘導、情報伝達及び速やかな復旧活動を行うため異常時総合訓練や研修を実施すること等が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、地下鉄の各駅を管理する9の駅務管理所及び日暮里・舎人ライナーの営業所それぞれにおいて、地震発生時等の避難誘導方、異常時の係員編成区分、管轄警察・消防・災害時避難場所一覧等を定めた「異常時対応マニュアル」を定めている。 ・ これらの危機管理対策計画や異常時対応マニュアルに基づき、年に1回、車両検修場等において東京消防庁と連携し、利用者の避難誘導も含めた異常時総合訓練を実施するとともに、駅務管理所等ごとには年2回、数日間にわたり職員の研修と合わせて異常時訓練を実施している。 ・ 平成23年3月11日14時46分に東北地方太平洋沖地震が発生したが、そ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、利用者の安全確保の観点から、万全な態勢を整えるべく取り組んでいくことが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全確保の観点から、引き続き万全な態勢が整えられるよう取り組んでまいります。
---------------------------	---	--	--

<p>における対応</p>	<p>の際、東京都交においては、対策本部を設置し（震度5強であったため、危機管理対策計画に基づく交通局災害対策本部は設置せず、別途対策本部を設置）、利用者の安全確保、施設の被害状況の把握、運行再開及び終夜運転の実施を行ったところである。</p> <p>具体的には、運行していた全列車について運転を中止し、うち駅間に停止した列車については速度15km/h以下の徐行で次駅まで走行し、利用者を降車させて駅構内の安全な場所へ避難誘導した。利用者の避難誘導にあたっては、可能な限り改札付近コンコースを待機場所として開放するとともに、自治体指定の広域避難場所に案内した。</p> <p>なお、駅構内（東京都交敷地内）における滞留者数は東京都交の推計によると、全駅合計で2万5千人程度であり、駅によっては警察と連携し旅客整理や入場規制を行うなどにより対応した。</p> <p>また、各路線の設備点検については、震度5強であった箇所は徒歩点検を実施し、震度5弱及び4であった箇所は高架橋等重要箇所の点検を実施した。その結果、地下鉄については小規模の漏水はあったものの、土木構造物、軌道等に損</p>		
---------------	--	--	--

<p>(3) 東北地方太平洋沖地震発生時の対応を踏まえた改善策</p>	<p>傷はなく、被害が小さかったため、警察や東京地下鉄株式会社（以下「東京メトロ」という。）等と調整を図り、20時40分には大江戸線全線で運転再開し、その後、他の路線についても順次運転再開し、24時15分には全線で終夜運転を実施することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、日暮里・舎人ライナーについては、パンタグラフの破損、架線の変形、ホームドアの損傷があったため、復旧工事を行い、3月13日14時から全線で運転再開した。 ・ 東京都交においては、東北地方太平洋沖地震の発生時に上記対応により、利用者の安全確保等を図ったところであるが、その後、東京都交内で検討した結果、帰宅困難者対策として、以下の事項について取り組むこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅における一時待機場所については、全101駅（地下鉄のみ。他社との共同使用委託駅を除く。以下同じ。）において一時待機スペースを検証し、約5万人分確保を図った。さらに、高齢者・病人等への対応としては、可能な限り駅長事務室に簡易ベッドを設置し、待機場所を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左に示したとおり、東京都交においては、東北地方太平洋沖地震発生時の対応を踏まえて、全駅において、一時待機場所を確保するとともに、飲料水等の備蓄品を配備するなど様々な改善策を講じており、高く評価されるところである。 ・ 平成24年9月10日、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、帰宅困難者対策の充実に努めてまいります。 ・ 引き続き、ガイドライン等を踏まえ、帰宅困難者対策について、積極的・計画的に取り組んでまいります。
-------------------------------------	--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水等の備蓄品については、帰宅困難者が最も多く発生すると想定される平日昼12時に首都直下地震が発生するとの前提のもと、その時間における東京都交の利用者数を推計し、5万人分の備蓄品を配備した。具体的には、飲料水・防寒用ブランケット・簡易マット各52,200個、携帯用トイレ40,500個、簡易トイレ10,100個、簡易ライト30,400個を全101駅に配備した。 ・ 備蓄品の保管場所については、一時待機場所に近く、取り出しが容易な場所に保管するとともに、各駅の事務室内に備蓄品の一覧表を掲示することにより、管理することとした。 ・ 災害情報を迅速に提供するため、駅改札口に設置している列車運行情報表示装置を改修し、災害時にはNHKの災害放送を放映することとした。改修計画としては、乗降客が多く、帰宅困難者が多く見込まれる駅から改修を進め、平成25年度までに全駅で実施することとし、平成26年度までには全表示装置で放映できるようにする予定である。 ・ 平成25年3月に、東京都交と東京 	<p>送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、大規模災害時における帰宅困難者発生により生じる社会的混乱を防止するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模な集客施設及び駅等における利用者保護ガイドライン」(大規模な集客施設や駅等の事業者が利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したものの) ・ 「駅前滞留者対策ガイドライン」(駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策協議会を設置しようとする地方公共団体において、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組を円滑に実施する際の参考となる手順等の具体的な内容を示したものの) <p>などが策定された。</p> <p>今後は、この最終報告を踏まえ、鉄道事業者自ら取り組</p>	<p>す。</p>
--	---	--	-----------

	<p>メトロが連携して、首都直下地震等の災害発生時に旅客の安全確保に万全を期すため、日比谷駅及び東京メトロ有楽町駅のコンコースや連絡通路において、一時待機場所への移動及び備蓄品の配布を内容とした帰宅困難者対応訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、全駅において、施設内待機場所の確保、備蓄品の確保、災害時要援護者対策等の帰宅困難者対策を盛り込んだ防災計画を平成25年度中に作成する予定である。 ・ さらに、東京都交においては、日本橋駅、新宿三丁目駅、三田駅、上野御徒町駅等で自治体、警察、消防、周辺事業者等を構成員とした協議会等に参加し帰宅困難者対策を協議しているところである。 	<p>むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に取り組むことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、他の駅においても協議会等が設置され、東京都交に対して参加するよう要請があった場合には、積極的に参加するとともに、利用者の安全確保など鉄道事業者として取り組むべき事項については、積極的にその役割を果たすことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各駅に対して協議会等への参加要請があった場合には、積極的に参加するとともに、協議会等の議論を踏まえ、利用者の安全確保のため鉄道事業者として積極的に取り組んでまいります。
--	---	--	--